

日の出診療所 居宅療養管理指導運営規程

2024 年 10 月 1 日 改定

第1章 事業の目的及び運営の方針

第1条 (事業の目的)

居宅療養管理指導の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある高齢者等に対し、適切な指定居宅介護管理指導を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

指定居宅療養管理指導にあたっては、利用者様の要介護状態の軽減、もしくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に役立つよう計画的に行う。また、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にサービスの改善を図る。

職員は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

事業を運営するにあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第2章 事業の概要

第1条 (事業所の概要等)

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

事業所名	日の出診療所
所在地	奈良県大和高田市日之出町 11 番 6 号
電話番号	0745-23-4321
F A X 番号	0745-23-5377
事業所番号	指定事業所番号 2910801352

第2条 (職員の体制)

職 名	資 格	常勤	非常勤	兼 務 の 別	合計	業務内容
管理者	医師	1 名		なし	1 名	利用申込の調整、業務等の管理及び居宅療養管理指導の提供にあたる
居宅療養管理指導従事者	医師	0 名	6 名	なし	6 名	居宅療養管理指導の提供にあたる
合計		1 名	6 名	－	7 名	－

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理の一元的に行うとともに、自らも指定居宅療養管理指導業務に提供にあたる。

第3条 (サービスの提供時間)

営業時間	平日 午前9時～午後4時 ただし、電話などにより、24 時間常時連絡が可能な体制とする。
休業日	土曜 日曜 祝日 12月30日～1月3日

第4条 (事業の実施範囲)

和高田市および近隣市町村を事業の実施範囲とする。

第3章 事業の提供方法、内容

第1条 (提供開始の際の説明)

事業の提供の開始に際して、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の体制その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得るものとする。
正当な理由なく、事業の提供を拒まない。

第2条 (サービス提供が困難な場合の対応)

事業者は、利用申込者の病状、当該事業所の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の事業事業者等の紹介等必要な措置を速やかに講じる

第3条 (受給資格等の確認)

事業者は、事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめる。
被保険証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定居宅療養管理指導を提供する。

第4条 (要介護認定等の申請に係る援助)

事業の提供の開始に際し、要介護認定が行われているかを確認し、申請が行われていない場合には、利用者の意向を踏まて速やかに当該申請が行われるよう必要な措置を行う。
居宅介護支援が利用者に対し行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前になされるよう必要な援助を行う。

第5条 (心身の状況等の把握)

事業の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉

サービスの利用状況等の把握を行う。

第6条 （居宅介護支援事業者等の連携）

事業を提供するに当たっては保健医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第7条 （身分を証する書類の携行）

居宅療養管理指導従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する。

第8条 （事業の具体的方針）

事業の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言を行う。

利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行う。

療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認められる場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

それぞれの利用者について、提供した事業の内容については、速やかに診療録に記録する。

第9条 （掲示）

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

第10条 （秘密保持）

正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

事業者の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

第11条 （事故発生時の対応）

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行う。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

当事業所の介護サービスにより、利用者様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害

賠償を行う。

第12条 (サービスの終了)

ア 利用者のご都合でサービスを終了する場合

利用者の申し出により、随時サービスの終了が可能。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事由により、サービスの提供を終了することがある。

その際は事業終了 30 日までに文書で通知するとともに、他の事業者を紹介するように努める。

ウ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了する。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- ・利用者が死亡した場合

エ その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の従事者に対し、ハラスメント等を含めて、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った際には、文書で通知することにより、即座にサービスを終了する。

第13条 (サービス内容に関する苦情)

当事業所の利用者様相談・苦情窓口

①日の出診療所の担当者：診療所事務長

電 話 0745-23-4321

受 付 日 年中（ただし、土曜日曜祝日と 12 月 30 日～1 月 3 日を除く）

受付時間 午前 9 時～午後 4 時

②市町村の苦情窓口

担当：居住地の市町村の介護相談・苦情窓口等

大和高田市の場合：大和高田市役所（介護保険課） 電話 0745-22-1101

③奈良県国民健康保険団体連合会の場合

担当：奈良県国民健康保険団体連合会 介護苦情係 電話 0744-29-8326

第4章 利用料その他の費用

第1条 (利用料金)

（医師が行う居宅療養管理指導：月 2 回まで）

実際の金額は下記表の「単位」×介護保険の「負担割合」で計算している。

		1 回当たりの 単位	月 2 回合計の単 位
(1)：下記 (2) 以外の場合	①単一建物居住者が 1 人の場合	5 1 5	1 0 3 0
	②単一建物居住者が 2～9 人の場合	4 8 7	9 7 4

	③単一建物居住者が 10 人以上の場合	4 4 6	8 9 2
(2)：在宅時 / 施設入居時 医学総合管理料算定対象	① 単一建物居住者が 1 人の場合	2 9 9	5 9 8
	② 単一建物居住者が 2～9 人の場合	2 8 7	5 7 4
	③ 単一建物居住者 10 人以上の場合	2 6 0	5 2 0

※ 対象例 ①：個人宅 ②グループホーム ③サービス付き高齢者住宅など

第2条 (利用料等の請求および受領)

サービスを受けた利用者に対して、居宅介護支援事業者は翌月の 1 回目のサービス提供までに請求書を発行する。翌月にサービスの利用がない利用者に対しては翌月内に請求書を発行する。利用者は原則として請求書を受け取った月内に利用料の支払いを行う。

第5章 その他の事項

第1条 (虐待の防止)

事業者は、利用者の人権を擁護し、虐待の発生またはその再発を防止するため、指針の整備に努めるとともに、高齢者虐待防止のために従事者に対する研修等について、定期的を実施するよう努めるものとする。

附則

この規程は、2009 年 6 月 1 日から施行する。

2009 年 7 月 1 日改定

2009 年 9 月 1 日改定

2010 年 4 月 1 日改定

2010 年 7 月 1 日改定

2012 年 4 月 1 日改定

2014 年 4 月 1 日改定

2024 年 10 月 1 日改定

以上